

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

(有)タハラ家具介護支援センターは、特定（介護予防）福祉販売にあたり、厚生労働省令第 37 号第 8 条に基づいて、次のとおり重要事項を説明し、実際の福祉用具の取扱いについては、取扱説明書に基づき実使用で説明します。

1 事業者の概要

- ① 事業所名 (有)タハラ家具介護支援センター
- ② 所在地 〒378-0056 群馬県沼田市高橋場町 2071 番地 17
- ③ 連絡先 T E L 0278-24-0033 F A X 0278-24-0012
- ④ 介護保険指定番号 特定(介護予防)福祉用具販売 1070600166
- ⑤ 管理者 田原 進
- ⑥ サービス提供地域 利根郡・沼田市・高山村
- ⑦ 専門相談員 3 名
- ⑧ 営業日 木曜日～火曜日（ただし、12 月 31 日～1 月 2 日を除く）
- ⑨ 営業時間 午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分

2 当社の概要

- ① 事業者名 (有)タハラ家具介護支援センター
- ② 代表者名 田原 進
- ③ 本社所在地 〒378-0056 群馬県沼田市高橋場町 2071 番地 17
- ④ 電話番号 T E L 0278-24-0033

3 運営の方針

① サービスの内容

- 1) 「特定(介護予防)福祉用具販売」は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目(腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動リフトのつり具部分)の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- 2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、適合、取付け、調整等を行います。

② 故障・事故等緊急時の対応

- 1) 事業者は、利用者に対する特定(介護予防)福祉用具販売により事故が発生した場合
には、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護(介護予防)支援事業者に対し
て、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
- 3) 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

4 ご利用の福祉用具

種 目	品 名	単価	個数	選定理由
腰掛便座				
入浴補助用具				
移動用リフトの つり具の部分				
簡易浴槽				
特殊尿器				

5 各種相談・苦情・事故・緊急時等の窓口

- ① 商品・サービスについての相談や苦情・事故・緊急時等については窓口で対応します。

当社お客様相談コーナー (有)タハラ家具介護支援センター 相談者(責任者) 田原 進

T E L 0278-24-0033 F A X 0278-24-0012 対応時間 午前9時30分～午後6時30分

- ② 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口

市町村名	担当課	電話番号
沼田市	介護高齢課	0278-23-2111
片品村	保健福祉課	0278-58-2115
川場村	健康福祉課	0278-52-2111
昭和村	保健福祉課	0278-24-5111
みなかみ町	町民福祉課	0278-25-5012
高山村	住民課	0279-63-2111

都道府県国民保険団体連合会（国保連）

群馬県国民健康保険団体連合会

T E L 027-290-1319 F A X 027-255-5077

令和 年 月 日

当事業者は契約者に対する特定(介護予防)福祉用具販売に当たり、契約者又は代理人に対し、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明し、また、商品の取扱いについては、注意事項について十分説明し取扱説明書に基づいた実使用での説明を行いました。

福祉用具専門相談員 印

私は、特定福祉用具の購入に当たり、上記のとおり、重要事項並びに商品の取扱いについて説明を受けました。

契約者 住所 氏名 印

代理人 住所 氏名 印

